



接骨院・整骨院に通う際に確認しましょう【チェックリスト】

お願いします。

日付： 年 月 日

接骨院・整骨院は、医療機関と異なり『健康保険の範囲』が厚生労働省で決められています。

＜厚生労働省の示す健康保険の範囲＞

外傷性が明らかな※骨折・※脱臼・打撲・捻挫であり内科的原因による疾病は含まれないこと。

外傷性とは関節等の可動域を超えた捻れや外力によって体の組織が損傷を受けた状態を示すものであり

いずれも体の組織が慢性に至っていないものであること ※骨折・脱臼については応急手当以外は医師の同意書が必要です

※上記以外は健康保険の利用ができないため、自費となります。

※下記チェックリストは当組合で作成していますがチェック内容は主に厚労省通知・健康保険組合連合会文書より抜粋し作成しています。

【受診前】症状を確認する（健康保険が使用できる負傷か自身で確認します）	
<input type="checkbox"/>	骨・筋肉・関節のケガや痛みでその負傷原因がはっきりしている
<input type="checkbox"/>	疲労性・慢性的要因からくる肩こりや筋肉疲労ではない
<input type="checkbox"/>	スポーツなどによる肉体疲労ではない
<input type="checkbox"/>	脳疾患などの後遺症ではない
<input type="checkbox"/>	同じ負傷を保険医療機関（病院・診療所など）で治療中ではない
<input type="checkbox"/>	リウマチ・関節炎などの病気による痛みではない
<input type="checkbox"/>	施術が長期（4か月以上）になっていない ※症状により4か月以上かかることもあります。4か月以上の通院は文書照会の対象となります。 施術が長期にわたる場合は内科的要因による疾患も考えられますので医師の診察をうけましょう
【受診時】正確に伝達し施術を受ける (負傷原因・症状を正確に伝えることにより施術者が健康保険の使用・不使用を判断します)	
<input type="checkbox"/>	負傷原因【いつ・どこで・なにをして・どんな症状があるか】を正確に伝える
<input type="checkbox"/>	ついでに他の部位（今回の負傷部位以外の部位）の施術は受けません
【受診後】きちんと確認してから署名する（内容確認が大切です。確認後自署します）	
<input type="checkbox"/>	施術所から提示される「療養費支給申請書」は内容（負傷名・日数・負傷原因・金額）をよく確認してから署名する
<input type="checkbox"/>	領収書・明細書は1年間保管する

メモ・備考欄（お気づきの点、施術した部位などメモしておきましょう）

★正しい保険給付をするためには皆様のご協力が必要不可欠です。

気持ちよく、正しく保険証を利用いただきますようご協力お願いいたします★

※接骨院で保険適用となる施術と判断されても健保組合が厚生労働省の通知に基づく審査により自費となる施術と判断した場合は全額自己負担となることがあります。

※お問い合わせさせていただく場合がありますので、領収書とあわせて保管いただけますと幸いです。